

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

2019年10月見直し箇所

: 赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過の施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	31
就労定着支援サービス費	33
自立生活援助サービス費	34
共同生活援助サービス費	35
計画相談支援給付費	38
障害児相談支援給付費	39
地域相談支援給付費（地域移行支援）	40
地域相談支援給付費（地域定着支援）	41
福祉型障害児入所施設給付費	42
医療型障害児入所施設給付費	46
児童発達支援給付費	48
医療型児童発達支援給付費	52
放課後等デイサービス給付費	53
居宅訪問型児童発達支援給付費	58
保育所等訪問支援給付費	59

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合	注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満	× 70／100	1時間未満 (184単位)	× 200／100	夜間もしくは 早朝の場合 + 25／100 深夜の場合 + 50／100	× 90／100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90／100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行 う場合 × 85／100	特定事業所 加算(Ⅰ) + 20／100 特定事業所 加算(Ⅱ) + 10／100 特定事業所 加算(Ⅲ) + 10／100 特定事業所 加算(Ⅳ) + 5／100	+ 15／100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 30分以上1時間未満		1時間以上 1時間30分 未満 (274単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満		1時間30分以 上 2時間未満 (366単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満		2時間以上 2時間30分未 満 (457単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満		2時間30分以 上 3時間未満 (549単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満		※3時間以上 (633単位)に30 分を増すごとに +84単位)								
	(7) 3時間以上										
ロ 通院等介助(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満	× 90／100	× 90／100	× 90／100							
	(2) 30分以上1時間未満										
	(3) 1時間以上1時間30分未満										
	(4) 1時間30分以上2時間未満										
	(5) 2時間以上2時間30分未満										
	(6) 2時間30分以上3時間未満										
	(7) 3時間以上										
ハ 家事援助	(1) 30分未満	× 90／100	× 90／100								
	(2) 30分以上45分未満										
	(3) 45分以上1時間未満										
	(4) 1時間以上1時間15分未満										
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満										
	(6) 1時間30分以上										
ニ 通院等介助(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満	× 90／100	× 90／100								
	(2) 30分以上1時間未満										
	(3) 1時間以上1時間30分未満										
	(4) 1時間30分以上										
ホ 通院等乗降介助											
初回加算		(1月につき200単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)									
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)		(1回につき564単位を加算)									
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 302／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く) を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 220／1,000)										
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 122／1,000)										
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 8の90／100)										
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + 8の80／100)										
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 41／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く) を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可									
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 74／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を 算定した単位数の合計									
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 58／1,000)										

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害 者等の場 合	注 障害支援区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度訪 問介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 90日以上利 用減算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ ロ以 外の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満 (184単位)	+15／100	+8.5／100	×200／100	夜間もしくは 早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100		特定事業所 加算(Ⅰ) +20／100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10／100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10／100	+15／100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)									
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (366単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (457単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (549単位)									
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (639単位)									
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (731単位)									
	(8) 4時間以上8時間未満 (816単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,496単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,171単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,817単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,499単位に30分を増すごとに+80単位)									
ロ 病院 等に入院 又は入所 中の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満 (184単位)	+15／100	+8.5／100	熟練従業者 が同行して 支援を行う 場合 ×170／100	夜間もしくは 早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	×80/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20／100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10／100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10／100	+15／100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)									
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (366単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (457単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (549単位)									
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (639単位)									
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (731単位)									
	(8) 4時間以上8時間未満 (816単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,496単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,171単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,817単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,499単位に30分を増すごとに+80単位)									
移動介護 加算	イ 1時間未満 (100単位を加算)									
	ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)									
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)									
	ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)									
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算)									
	ヘ 3時間以上 (250単位を加算)									
初回加算 (1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度) (1回につき584単位を加算)										
福祉・介護 職員処遇 改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×191／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可								
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×139／1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×77／1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×26／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可								
福祉・介護 職員等特 定処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×45／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計								
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×36／1,000)									

○同行援護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 盲ろう者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 盲ろう者に 対して盲ろ う者向け通 訳・介助員 が支援を行 う場合	注 障害支援 区分3に該 当する者の 場合	注 障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 30分未満	(184単位)	× 90／100	× 90／100	× 200／100	夜間もしくは 早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	＋25／100	＋20／100	＋40／100	特定事業所 加算(Ⅰ) ＋20／100	＋15／100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
ロ 30分以上1時間未満	(292単位)								特定事業所 加算(Ⅱ) ＋10／100			
ハ 1時間以上1時間30分未満	(421単位)								特定事業所 加算(Ⅲ) ＋10／100			
ニ 1時間30分以上2時間未満	(485単位)								特定事業所 加算(Ⅳ) ＋5／100			
ホ 2時間以上2時間30分未満	(548単位)											
ヘ 2時間30分以上3時間未満	(611単位)											
ト 3時間以上	(674単位に30分を増すごとに＋63単位)											
初回加算		(1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
福祉・介護 職員処遇 改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×302／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×220／1,000)											
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×122／1,000)											
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90／100)											
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80／100)											
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可										
福祉・介護 職員等特 定処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×148／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×115／1,000)											

○行動援護サービス費

基本部分		注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (255単位)		× 95／100	× 200／100	特定事業所加算(Ⅰ) +20／100 特定事業所加算(Ⅱ) +10／100 特定事業所加算(Ⅲ) +10／100 特定事業所加算(Ⅳ) +5／100	+15／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 (403単位)							
ハ 1時間以上1時間30分未満 (587単位)							
ニ 1時間30分以上2時間未満 (735単位)							
ホ 2時間以上2時間30分未満 (884単位)							
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,032単位)							
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,182単位)							
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,330単位)							
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,480単位)							
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,628単位)							
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,777単位)							
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,925単位)							
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,075単位)							
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,223単位)							
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,373単位)							
ク 7時間30分以上 (2,520単位)							
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×250／1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×182／1000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×101／1000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×34／1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×57／1,000)						

○療養介護サービス費

基本部分			注 地方公共団 体が設置する 指定療養介護事業所の 場合	注					
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(948単位)	× 965／1,000	× 70／100	又は 看護職員又は生活支援 員の員数が 基準に満たない場合	又は サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	療養介護計画 が作成されな い場合	身体拘束廃止 未実施減算
		(二) 定員41人以上60人以下	(922単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(875単位)						
		(四) 定員81人以上	(838単位)						
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(690単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(655単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(608単位)						
		(四) 定員81人以上	(578単位)						
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(546単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(517単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(488単位)						
		(四) 定員81人以上	(466単位)						
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(437単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(401単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(374単位)						
		(四) 定員81人以上	(354単位)						
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(437単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(401単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(374単位)						
		(四) 定員81人以上	(354単位)						
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(886単位)	× 965／1,000	× 70／100	又は 看護職員又は生活支援 員の員数が 基準に満たない場合	又は サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	療養介護計画 が作成されな い場合	身体拘束廃止 未実施減算
		(二) 定員41人以上60人以下	(886単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(857単位)						
		(四) 定員81人以上	(823単位)						

地域移行加算		
(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)		

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき 7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 4単位を加算)

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下 (1日につき 6単位を加算)	× 965／1,000
		(2) 定員81人以上 (1日につき 17単位を加算)	
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下 (1日につき 170単位を加算)	
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 200単位を加算)	
		(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき 224単位を加算)	
		(4) 定員81人以上 (1日につき 237単位を加算)	

障害福祉サービスの体験利用支援加算		
(1日につき300単位を加算)		

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×35／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×25／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×14／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80／100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算		
(1月につき 十所定単位×5／1,000)		

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×25／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×23／1,000)	

○生活介護サービス費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	注																																
				利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	又は	短時間利用減算	定員81人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算																						
イ 生活介護サービス費	(1)定員20人以下	(一) 区分6	(1,291単位)	× 965／1,000	× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	開所時間が4時間未満 × 50／100 開所時間が4時間以上6時間未満 × 70／100	利用時間5時間未満の利用者が全利用者の50%以上 × 70/100	× 991／1000	1日につき12単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算	サービス管理責任者配置等加算																						
		(二) 区分5	(969単位)																																	
		(三) 区分4	(687単位)																																	
		(四) 区分3	(617単位)																																	
		(五) 区分2以下	(564単位)																																	
	(2)定員21人以上40人以下	(一) 区分6	(1,151単位)																																	
		(二) 区分5	(859単位)																																	
		(三) 区分4	(605単位)																																	
		(四) 区分3	(544単位)																																	
		(五) 区分2以下	(496単位)																																	
	(3)定員41人以上60人以下	(一) 区分6	(1,111単位)																																	
		(二) 区分5	(824単位)																																	
		(三) 区分4	(573単位)																																	
		(四) 区分3	(507単位)																																	
		(五) 区分2以下	(464単位)																																	
	(4)定員61人以上80人以下	(一) 区分6	(1,055単位)																																	
		(二) 区分5	(789単位)																																	
		(三) 区分4	(554単位)																																	
		(四) 区分3	(498単位)																																	
		(五) 区分2以下	(450単位)																																	
	(5)定員81人以上	(一) 区分6	(1,038単位)																																	
		(二) 区分5	(773単位)																																	
		(三) 区分4	(540単位)																																	
		(四) 区分3	(483単位)																																	
		(五) 区分2以下	(433単位)																																	
ロ 共生型生活介護サービス費		(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	(698単位)	× 965／1,000											× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	開所時間が4時間未満 × 50／100 開所時間が4時間以上6時間未満 × 70／100	利用時間5時間未満の利用者が全利用者の50%以上 × 70/100	× 991／1000	1日につき12単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算	サービス管理責任者配置等加算												
		(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	(859単位)																																	
ハ 基準該当生活介護サービス費		(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	(698単位)																						× 965／1,000	× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	開所時間が4時間未満 × 50／100 開所時間が4時間以上6時間未満 × 70／100	利用時間5時間未満の利用者が全利用者の50%以上 × 70/100	× 991／1000	1日につき12単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算	サービス管理責任者配置等加算	
		(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	(859単位)																																	
ニ 経過的生活介護サービス費		(別表のとおり)																																		× 965／1,000

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(一)定員20人以下	(1日につき265単位を加算)	× 965／1,000
		(二)定員21人以上60人以下	(1日につき212単位を加算)	
		(三)定員61人以上	(1日につき197単位を加算)	
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(一)定員20人以下	(1日につき181単位を加算)	
		(二)定員21人以上60人以下	(1日につき136単位を加算)	
		(三)定員61人以上	(1日につき125単位を加算)	
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(一)定員20人以下	(1日につき51単位を加算)	
		(二)定員21人以上60人以下	(1日につき38単位を加算)	
		(三)定員61人以上	(1日につき33単位を加算)	

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

常勤看護職員等配置加算	イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	(一)定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(二)定員21人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)
		(三)定員41人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)
		(四)定員61人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)
		(五)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)
	ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	(一)定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(二)定員21人以上40人以下	(1日につき38単位を加算)
		(三)定員41人以上60人以下	(1日につき22単位を加算)
		(四)定員61人以上80人以下	(1日につき16単位を加算)
		(五)定員81人以上	(1日につき12単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
(1日につき41単位を加算)		

初期加算		
(1日につき30単位を加算)		

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)		
(1回につき94単位を加算)		

重度障害者支援加算	(一)体制を整えた場合	(1日につき7単位を加算)	注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位
	(二)支援を行った場合	(1日につき180単位を加算)	

リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき20単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		
(1回につき150単位を加算)		

食事提供体制加算		
(1日につき30単位を加算)		

延長支援加算	(1)1時間未満	(1日につき61単位を加算)
	(2)1時間以上	(1日につき92単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +28単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	

就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×42÷1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69÷1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50÷1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28÷1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90÷100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80÷100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×31÷1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×17÷1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90÷100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80÷100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9÷1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×14÷1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×19÷1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×13÷1,000)	

ニ 経過的生活介護サービス費

(別 表)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	職業指導員を配置している場合 (1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合 (1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等加配加算 (1日につき)
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (843単位)					+46単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
	(2)定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (737単位)					+139単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1,520単位)					+46単位							
		(三) 当該施設が単独施設 (843単位)					+69単位							
	(3)定員11人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (586単位)					+46単位				+48単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (977単位)												
		(三) 当該施設が単独施設 (773単位)												
	(4)定員21人以上30人以下	(737単位)					+46単位				+32単位	+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位
	(5)定員31人以上40人以下	(616単位)					+37単位				+24単位	+36単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位
	(6)定員41人以上50人以下	(550単位)					+27単位				+19単位	+26単位	+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
	(7)定員51人以上60人以下	(528単位)					+24単位				+16単位	+24単位	+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位
	(8)定員61人以上70人以下	(509単位)					+22単位				+14単位	+22単位	+21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位
	(9)定員71人以上80人以下	(488単位)					+19単位				+12単位	+19単位	+18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
	(10)定員81人以上90人以下	(471単位)					+16単位				+10単位	+16単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +17単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位
	(11)定員91人以上100人以下	(451単位)					+13単位				+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +15単位 ロ 児童指導員等の場合 +11単位
	(12)定員101人以上110人以下	(448単位)					+12単位				+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +13単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(13)定員111人以上120人以下	(447単位)					+11単位				+8単位	+11単位	+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +13単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(14)定員121人以上130人以下	(444単位)					+10単位				+8単位	+10単位	+11単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(15)定員131人以上140人以下	(441単位)					+9単位				+7単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(16)定員141人以上150人以下	(438単位)					+8単位				+7単位	+8単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位

	(17)定員151人以上160人以下		(434単位)				+8単位					+6単位				+8単位	+9単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位																			
	(18)定員161人以上170人以下		(431単位)				+8単位					+6単位				+8単位	+8単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位																			
	(19)定員171人以上180人以下		(427単位)				+8単位					+6単位				+7単位	+8単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位																			
	(20)定員181人以上190人以下		(423単位)				+8単位					+5単位				+7単位	+8単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位																			
	(21)定員191人以上		(420単位)				+8単位					+5単位				+6単位	+7単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位																			
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		(744単位)				+46単位					+24単位						イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +36単位 ロ 児童指導員等の場合 +26単位																			
	(2)定員31人以上40人以下		(680単位)				+37単位					+24単位						+34単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +36単位 ロ 児童指導員等の場合 +26単位																		
	(3)定員41人以上50人以下		(646単位)				+27単位					+19単位						+30単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位																		
	(4)定員51人以上60人以下		(617単位)				+24単位					+16単位						+24単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位																		
	(5)定員61人以上70人以下		(588単位)				+22単位					+14単位						+21単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位																		
	(6)定員71人以上		(560単位)				+19単位					+12単位						+18単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位																		
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設				(991単位)													+278単位												イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位					
			(二)当該施設が単独施設				(785単位)													+46単位												+133単位	+136単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位			
(2)定員6人以上9人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(720単位)				+139単位												イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位																		
		(二)当該施設が単独施設	(785単位)				+46単位												+133単位	+136単位	イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位																
(3)定員10人		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(720単位)				+139単位													イ 専門職員 (理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位																	
		(二)当該施設が主たる施設	(1,512単位)																																		
		(三)当該施設が単独施設	(785単位)																																	+66単位	+90単位
(4)定員11人以上15人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(551単位)				+92単位																														
		(二)当該施設が主たる施設	(1,081単位)																																		
		(三)当該施設が単独施設	(715単位)																																		
(5)定員16人以上20人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(511単位)				+69単位																														
		(二)当該施設が主たる施設	(907単位)																																		
		(三)当該施設が単独施設	(715単位)																																		

× 965/1,000

× 70/100

減算が適用される月から2月目まで
× 70/100
3月以上連続して減算の場合
× 50/100

利用者全員について、1日につき5単位を減算

1日につき
+104単位

* 公認心理師の場合
+9単位

[illegible]

入院・外泊 時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (301単位)	× 965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度とし て所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下 (271単位)		
		(3)定員91人以上 (237単位)		
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (180単位)		
		(2)定員61人以上90人以下 (162単位)		
		(3)定員91人以上 (141単位)		

自活訓練 加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 317単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 421単位を加算)

入院時特 別支援加 算(月1回 を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 527単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,055単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき9単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)

地域移行加算
(入所中2回、退所後1回を限度として、470単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき21単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき17単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき14単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき12単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき11単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき10単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき9単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき8単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき14単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき11単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)

栄養マネジメント加算
(1日につき11単位を加算)

小規模グループケア加算
(1日につき 226単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×62／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×45／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×25／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80／100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×55／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×50／1,000)	

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (902単位)
		(二) 区分5 (766単位)
		(三) 区分4 (633単位)
		(四) 区分3 (569単位)
		(五) 区分1・2 (497単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (588単位)
		(二) 区分5 (515単位)
		(三) 区分4 (310単位)
		(四) 区分3 (234単位)
		(五) 区分1・2 (168単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (766単位)
		(二) 区分2 (601単位)
		(三) 区分1 (497単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (515単位)
		(二) 区分2 (272単位)
		(三) 区分1 (168単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,103単位)
		(二) 区分5 (968単位)
		(三) 区分4 (834単位)
		(四) 区分3 (771単位)
		(五) 区分1・2 (699単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (790単位)
		(二) 区分5 (718単位)
		(三) 区分4 (512単位)
		(四) 区分3 (437単位)
		(五) 区分1・2 (369単位)
	(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (968単位)
		(二) 区分2 (803単位)
		(三) 区分1 (699単位)
	(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (718単位)
		(二) 区分2 (474単位)
		(三) 区分1 (369単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,907単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,703単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,690単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,785単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,571単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,588単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (2,027単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,893単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (1,217単位)	
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) (766単位)	
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) (234単位)	
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ) (964単位)	
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ) (435単位)	
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (766単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (234単位)	

短期利用加算		
(1日につき30単位を加算)		
常勤看護職員等配置加算	(一)定員6人以下	(1日につき10単位を加算)
	(二)定員7人以上12人以下	(1日につき8単位を加算)
	(三)定員13人以上17人以下	(1日につき6単位を加算)
	(四)定員18人以上	(1日につき4単位を加算)
医療的ケア対応支援加算		
(1日につき120単位を加算)		
重度障害児・障害者対応支援加算		
(1日につき30単位を加算)		
重度障害者支援加算		
(1日につき50単位を加算)		
単独型加算		
(1日につき320単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき600単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき300単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき39単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき1,000単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算)	
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算)	
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)	

注				
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束廃止未実施減算	福祉専門職員配置等加算
×70／100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	単独型で20床以上の場合 ×90/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算 (Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算

注 一定の条件を満たす場合 +10単位
注 一定の条件を満たす場合 +100単位

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算			(1日につき48単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき388単位を加算)	
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき120単位を加算)	
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)	
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき270単位を加算)	
定員超過特例加算			(1日につき50単位を加算)
送迎加算			(片道につき186単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×69／1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×50／1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×28／1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90／100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80／100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9／1,000)
-----------------	------------------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×19／1,000)
------------------	-------------------------

注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。
注2 当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。

注 同一敷地内の場合	×70/100
------------	---------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×170／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×124／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×69／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100) 注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100) 注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×74／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×54／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×30／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100) 注6 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×74／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×54／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×30／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100) 注7 単独型事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×31／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×17／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×23／1,000) 注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×8／1,000) 注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×10／1,000) 注6 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×10／1,000) 注7 単独型事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×6／1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20／1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×16／1,000) 注3 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39／1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34／1,000) 注4 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18／1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15／1,000) 注5 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18／1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15／1,000) 注6 単独型事業所において行った場合 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位×14／1,000)

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上12時間未満 (3) 12時間以上24時間未満	(202単位) (302単位に30分を増すごとに＋100単位) (2,500単位に30分を増すごとに＋98単位)	× 200／100 夜間もしくは早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	＋15／100	1人1日当たり100単位を加算	
ロ 短期入所	1日につき	(949単位)				1日につき48単位を加算
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき	(1,000単位)				
初回加算		(1月につき200単位を加算)				
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき600単位を加算)				
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき300単位を加算)				
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)				
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)				
	(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)				
	(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)				
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)				
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)				
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)				
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)				
送迎加算 ※短期入所のみ対象。		(片道につき186単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70／100単位			
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象。		(1日につき670単位を加算)				
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。		(1日につき300単位を加算)				
強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。		(1日につき300単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×25／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可			
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×18／1,000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×10／1,000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋ハの90／100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき ＋ハの80／100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき ＋所定単位×3／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		(1月につき ＋所定単位×15／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計			

○施設入所支援サービス費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注									
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (458単位) (2) 区分5 (386単位) (3) 区分4 (311単位) (4) 区分3 (235単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (170単位)		× 965／1,000	× 70／100	× 95/100	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束廃止未実施減算 利用者全員について、1日につき5単位を減算				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (359単位) (2) 区分5 (300単位) (3) 区分4 (238単位) (4) 区分3 (187単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (148単位)						1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算					
	(1) 区分6 (359単位) (2) 区分5 (300単位) (3) 区分4 (238単位) (4) 区分3 (187単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (148単位)						1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算					
	(1) 区分6 (298単位) (2) 区分5 (250単位) (3) 区分4 (200単位) (4) 区分3 (164単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (134単位)						1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算					
	(1) 区分6 (272単位) (2) 区分5 (225単位) (3) 区分4 (180単位) (4) 区分3 (148単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (127単位)						1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算					
	(1) 区分6 (272単位) (2) 区分5 (225単位) (3) 区分4 (180単位) (4) 区分3 (148単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (127単位)												
ホ 経過的施設入所支援サービス費 (別表のとおり)													
夜勤職員配置体制加算							注 一定の条件を満たす場合 +22単位						
(1)定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (3)定員61人以上 (1日につき39単位を加算)							注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位						
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算)												
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算)											
		(二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)											
夜間看護体制加算 (1日につき60単位を加算)													
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)													
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)													
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算)	× 965／1,000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定									
		(2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算)											
		(3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算)											
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算)		8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定									
		(2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算)											
		(3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)											
入院時支援特別加算 (月1回を限度) (1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)													
地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)													
体験宿泊支援加算 (1日につき120単位を加算)													
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算)												
	ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)												
栄養マネジメント加算 (1日につき12単位を加算)													
経口移行加算 (1日につき28単位を加算)													
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算)												
	ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)												
療養食加算 (1日につき23単位を加算)													
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50／1,000)												
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28／1,000)												
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100)												
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)												
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×9／1,000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位×19／1,000)			注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										

木 経過的施設入所支援サービス費

(別 表)

基本部分			注 地方公共団 体が設置す る指定障害 児入所施設 の場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合	注 入所支援計 画が作成さ れない場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 職業指導員 を配置して いる場合 (1日につ き)	注 重度障害児 支援加算	注 重度重複障 害児加算	注 強度行動障 害児特別支 援加算	注 心理担当職員 を配置してい る場合 (1日につき)	注 看護 職員 配置 加算 (Ⅰ)	注 看護 職員 配置 加算 (Ⅱ)	注 児童指導員 等加配加算 (1日につ き)
イ 知的障 害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (287単位)					+16単位				+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +48単位 ロ 児童指導 員等の場合 +36単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (251単位)					+47単位				+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +48単位 ロ 児童指導 員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が主たる施設 (517単位)					+16単位							
		(三)当該施設が単独施設 (287単位)					+23単位							
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (199単位)					+16単位				+16単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +32単位 ロ 児童指導 員等の場合 +24単位
		(二)当該施設が主たる施設 (332単位)												
		(三)当該施設が単独施設 (263単位)												
	(4)定員21人以上30人以下	(251単位)					+16単位				+11単位	+15単位	+19単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +20単位 ロ 児童指導 員等の場合 +14単位
	(5)定員31人以上40人以下	(210単位)					+12単位				+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +14単位 ロ 児童指導 員等の場合 +10単位
	(6)定員41人以上50人以下	(187単位)					+9単位				+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +11単位 ロ 児童指導 員等の場合 +8単位
	(7)定員51人以上60人以下	(180単位)					+8単位				+5単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +9単位 ロ 児童指導 員等の場合 +6単位
	(8)定員61人以上70人以下	(173単位)					+7単位				+5単位	+7単位	+7単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +7単位 ロ 児童指導 員等の場合 +5単位
	(9)定員71人以上80人以下	(166単位)					+6単位				+4単位	+6単位	+6単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位 ロ 児童指導 員等の場合 +5単位
	(10)定員81人以上90人以下	(160単位)					+5単位				+4単位	+5単位	+5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位 ロ 児童指導 員等の場合 +4単位
	(11)定員91人以上100人以下	(154単位)					+4単位				+3単位	+4単位	+5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +5単位 ロ 児童指導 員等の場合 +4単位
	(12)定員101人以上110人以下	(153単位)					+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +4単位 ロ 児童指導 員等の場合 +3単位
	(13)定員111人以上120人以下	(152単位)					+4単位	イ 重度障 害児支援加 算(Ⅰ) 1日につき +53単位		1日につき +250単位 *加算の算 定を開始し た日から起 算して90日 以内 +224 単位	+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +4単位 ロ 児童指導 員等の場合 +3単位
	(14)定員121人以上130人以下	(151単位)					+4単位	ロ 重度障 害児支援加 算(Ⅱ) 1日につき +63単位			+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +4単位 ロ 児童指導 員等の場合 +3単位
	(15)定員131人以上140人以下	(150単位)					+3単位	*別に定め る要件に合 致する場合 +4単位			+2単位	+3単位	+4単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +4単位 ロ 児童指導 員等の場合 +3単位
	(16)定員141人以上150人以下	(149単位)					+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +4単位 ロ 児童指導 員等の場合 +3単位
	(17)定員151人以上160人以下	(148単位)					+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +3単位 ロ 児童指導 員等の場合 +2単位
	(18)定員161人以上170人以下	(147単位)					+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +3単位 ロ 児童指導 員等の場合 +2単位

[illegible]

	ロ 栄養士配置加算（Ⅱ）	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上70人以下 (5)定員71人以上80人以下 (6)定員81人以上90人以下 (7)定員91人以上100人以下 (8)定員101人以上110人以下 (9)定員111人以上120人以下 (10)定員121人以上130人以下 (11)定員131人以上140人以下 (12)定員141人以上150人以下 (13)定員151人以上160人以下 (14)定員161人以上170人以下 (15)定員171人以上180人以下 (16)定員181人以上190人以下 (17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算) (1日につき4単位を加算) (1日につき3単位を加算) (1日につき3単位を加算) (1日につき2単位を加算) (1日につき2単位を加算) (1日につき2単位を加算) (1日につき2単位を加算) (1日につき2単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算) (1日につき1単位を加算)
栄養マネジメント加算		(1日につき11単位を加算)	
小規模グループケア加算		(1日につき 77単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき 所定単位×62／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき 所定単位×45／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(1月につき 所定単位×25／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(1月につき 十ハの90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(1月につき 十ハの80／100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×8／1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき 所定単位×55／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき 所定単位×50／1,000)	

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○機能訓練サービス費

基本部分		注	注					注	注	
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合又は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(795単位)	× 965／1,000	× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
	(2) 定員21人以上40人以下	(710単位)								
	(3) 定員41人以上60人以下	(675単位)								
	(4) 定員61人以上80人以下	(647単位)								
	(5) 定員81人以上	(610単位)								
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	(249単位)	× 965／1,000	× 70／100					1日につき58単位を加算	+15／100
	(2) 1時間以上	(571単位)								
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(734単位)								
ハ 共生型機能訓練サービス費		(699単位)								
ニ 基準該当機能訓練サービス費		(699単位)								

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
(1日につき41単位を加算)		
初期加算		
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)		
欠席時対応加算(月4回を限度)		
(1回につき94単位を加算)		
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき20単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		
(1回につき 150単位を加算)		
食事提供体制加算		
(1日につき30単位を加算)		
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
社会生活支援特別加算		
(1日につき480単位を加算)		
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下	(1日につき57単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき14単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき7単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位 × 57／1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位 × 41／1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位 × 23／1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90／100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80／100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		
(1月につき +所定単位 × 8／1,000)		

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位 × 50／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位 × 45／1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	注2 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	注3 指定障害者支援施設において行った場合

○生活訓練サービス費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場	注						注	注
			× 965／1,000	利用者の数が利用定員を超える場合又は生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)		(1) 定員20人以下 (747単位)									
		(2) 定員21人以上40人以下 (667単位)									
		(3) 定員41人以上60人以下 (634単位)									
		(4) 定員61人以上80人以下 (609単位)									
		(5) 定員81人以上 (572単位)	× 965／1,000	× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	1日につき58単位を加算	+15／100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)		(1) 1時間未満 (249単位)									
		(2) 1時間以上 (571単位)									
		(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (734単位)									
ホ 共生型生活訓練サービス費 (664単位)			× 965／1,000	× 70／100							
ヘ 基準該当生活訓練サービス費 (664単位)											
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)								
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)								
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)								
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)								
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)								
医療連携体制加算			イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)								
			ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)								
			ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)								
			ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)								
個別計画訓練支援加算			(1日につき19単位を加算)								
短期滞在加算			イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算)								
			ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)								
精神障害者退院支援施設加算			イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算)								
			ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算			イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算)								
			ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)								
看護職員配置加算(Ⅰ)			(1日につき18単位を加算)								
送迎加算			イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)		注 同一敷地内の場合 × 70/100単位						
			ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)								
障害福祉サービスの体験利用支援加算			イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)		注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位						
			ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)								
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)								
就労移行支援体制加算			イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算)		注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く						
		ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき24単位を加算)									
		ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき13単位を加算)									
		ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算)									
		ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算			イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)						
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41／1,000)									
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23／1,000)									
		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100)									
		ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき +所定単位×8／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9／1,000)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算			イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×19／1,000)						
		ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34／1,000)									

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	(270単位)
	(2) 利用期間が2年を超える場合	(163単位)
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合	(270単位)
	(2) 利用期間が3年を超える場合	(163単位)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
地域移行支援体制強化加算		
(1日につき55単位を加算)		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
(1日につき41単位を加算)		
初期加算		
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
日中支援加算		
(1日につき270単位を加算)		
通勤者生活支援加算		
(1日につき18単位を加算)		
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)
帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)
長期入院時支援特別加算		
(1日につき76単位を加算)		
長期帰宅時支援加算		
(1日につき25単位を加算)		
地域移行加算		
(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)		
地域生活移行個別支援特別加算		
(1日につき670単位を加算)		
精神障害者地域移行特別加算		
(1日につき300単位を加算)		
強度行動障害者地域移行特別加算		
(1日につき300単位を加算)		
食事提供体制加算(Ⅰ)		
(1日につき48単位を加算)		
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算)
		(10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算)
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算)
		(10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算)
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)

注				
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合
× 70 / 100		減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100 3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100		減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100 5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100
			自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
			減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100 3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	利用者全員について、1日につき5単位を減算

看護職員配置加算(Ⅱ)	
(1日につき13単位を加算)	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×57／1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×41／1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×23／1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90／100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80／100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	
(1月につき + 所定単位×8／1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×39／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×34／1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○就労移行支援サービス費

基本部分

イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1,094単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (939単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (811単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (689単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (567単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (527単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (502単位)
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1,004単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (845単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (717単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (630単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (515単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (466単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (444単位)
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (973単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (821単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (685単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (595単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (506単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (445単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (424単位)
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (919単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (780単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (639単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (543単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (485単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (416単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (396単位)
	(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (887単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (744単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (600単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (497単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (468単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (389単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (371単位)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

就労支援関係研修了加算	(1日につき6単位を加算)
-------------	---------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)
----------	----------------

移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき41単位を加算)
	ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき100単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)

通勤訓練加算	(1日につき800単位を加算)
--------	-----------------

在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)
------------	-----------------

注 地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	注					
	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算
× 965／1,000	× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算

注 同一敷地内の場合	× 70/100
------------	----------

注 地域生活支援拠点等の場合	+50単位
----------------	-------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×67／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×49／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×27／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80／100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9／1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×19／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17／1,000)	

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分			注		注		注		注		
			地方公共団体 が設置する 指定就労移 行支援事業 所又は指定 障害者支援 施設の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	又は 職業指導員若 しくは生活支 援員又は就労 支援員の員数 が基準に満た ない場合	又は サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合	就労移行支 援計画等が 作成されてい ない場合	標準利用期 間超過減算	身体拘束廃 止未実施減 算		
口 就労移行支援サービス費 (Ⅱ)			(1) 定員20人以 下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (七) 就職後6月以上定着率が0の場合	× 965／1,000	× 70／100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70／100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から4 月目まで × 70／100 5月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70／100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	× 95／100	利用者全員 について、1 日につき5単 位を減算
			(2) 定員21人以 上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (七) 就職後6月以上定着率が0の場合							
			(3) 定員41人以 上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (七) 就職後6月以上定着率が0の場合							
			(4) 定員61人以 上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (七) 就職後6月以上定着率が0の場合							
			(5) 定員81人以 上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (七) 就職後6月以上定着率が0の場合							
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)							
就労支援関係研修修了加算			(1日につき6単位を加算)								
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)								
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
訪問支援特別加算 (月2回を限度)			イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき187単位を加算) (1回につき280単位を加算)							
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)								
医療連携体制加算			イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき100単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)								
移行準備支援体制加算(Ⅰ)			(1日につき41単位を加算)								
送迎加算			イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内の場合 × 70/100						
障害福祉サービスの体験利用支援加算			イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位						
通動訓練加算			(1日につき800単位を加算)								
在宅時生活支援サービス加算			(1日につき300単位を加算)								
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算			イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×67／1,000) (1月につき 所定単位×49／1,000) (1月につき 所定単位×27／1,000) (1月につき 十ハの90／100) (1月につき 十ハの80／100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80／100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき 所定単位×9／1,000)								
福祉・介護職員等特定処遇改善加算			イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×20／1,000) (1月につき 所定単位×17／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×19／1,000)						

○就労継続支援A型サービス費

基本部分			注 地方公共団 体が設置する 指定就労継 続支援A型事 業所等の場 合	注												
				利用者の数 が利用定員を 超える場合	又は 職業指導員 又は生活支 援員の員数 が基準に満た ない場合	又は サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	就労継続支 援A型計画等 が作成されて いない場合	身体拘束廃 止未実施減 算								
イ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以 下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(618単位)	× 965／1,000	× 70／100				利用者全員に ついて、1日に つき5単位を 減算							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(606単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(597単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(589単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(501単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(412単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(324単位)													
	(2) 定員21人 以上40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(549単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(539単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(531単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(524単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(445単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(366単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(287単位)													
	(3) 定員41人 以上60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(516単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(506単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(499単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(492単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(417単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(343単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(269単位)													
	(4) 定員61人 以上80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(506単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(497単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(490単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(482単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(410単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(337単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(264単位)													
	(5) 定員81人 以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(490単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(479単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(472単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(466単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(395単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(326単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(256単位)													
ロ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以 下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(563単位)			3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	5月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100								
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(552単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(544単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(537単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(456単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(375単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(295単位)													
	(2) 定員21人 以上40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(502単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(493単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(485単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(478単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(405単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(334単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(262単位)													
	(3) 定員41人 以上60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(466単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(457単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(450単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(444単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(377単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(311単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(244単位)													
	(4) 定員61人 以上80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(456単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(447単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(441単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(435単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(369単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(304単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(239単位)													
	(5) 定員81人 以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(440単位)													
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(432単位)													
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(426単位)													
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(420単位)													
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(356単位)													
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(294単位)													
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(230単位)													
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)													
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)													
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)													

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)	
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) (障害基礎年金1級受給者／利用者 が100分の50)	(1) 定員20人以下	(1日につき56単位を加算)	注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき45単位を加算)	
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (障害基礎年金1級受給者／利用者 が100分の25)	(1) 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき22単位を加算)	
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1) 1時間未満 (2) 1時間以上	(1回につき187単位を加算) (1回につき280単位を加算)	
欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき94単位を加算)				
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(1日につき39単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき17単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき5単位を加算)	
賃金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき70単位を加算)		
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき43単位を加算)		
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき26単位を加算)		
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)		
	ホ 定員81人以上	(1日につき15単位を加算)		
施設外就労加算 (1日につき100単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)		
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)		
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)		
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)				
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内の場合	× 70/100
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合	+ 50単位
在宅時生活支援サービス加算 (1日につき300単位を加算)				
社会生活支援特別加算 (1日につき480単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×54／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×40／1,000)		
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×22／1,000)		
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90／100)		
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80／100)		
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×7／1,000)				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9／1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×4／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×19／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×4／1,000)		

○就労継続支援B型サービス費

基本部分			注 地方公共団 体が設置する 指定就労継 続支援B型事 業所等の場 合	注										
				利用者の数 が利用定員を 超える場合	又は 職業指導員 又は生活支 援員の員数 が基準に満 たない場合	又は サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	就労継続支 援B型計画等 が作成されて いない場合	身体拘束廃 止未実施減 算						
イ 就労継続支 援B型サービス 費（Ⅰ） （7.5:1）	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(649単位)	× 965／1,000	× 70／100									
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(624単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(612単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(600単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(589単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(574単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(565単位)											
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(575単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(555単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(544単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(534単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(524単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(511単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(503単位)											
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(540単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(521単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(511単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(501単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(492単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(479単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(472単位)											
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(530単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(511単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(502単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(492単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(483単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(471単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(463単位)											
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(513単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(494単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(485単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(476単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(467単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(454単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(447単位)											
ロ 就労継続支 援B型サービス 費（Ⅱ） （10:1）	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(590単位)			× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算				
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(568単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(558単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(547単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(537単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(523単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(515単位)											
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(526単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(507単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(497単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(488単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(479単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(467単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(460単位)											
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(489単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(471単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(462単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(452単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(444単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(433単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(426単位)											
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(479単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(461単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(452単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(443単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(435単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(424単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(417単位)											
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(462単位)											
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(444単位)											
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(436単位)											
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(428単位)											
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(420単位)											
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(409単位)											
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(403単位)											
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費		(ー)												
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)								(1日につき15単位を加算)			
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)								(1日につき10単位を加算)			
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)								(1日につき6単位を加算)			

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) (障害基礎年金1級受給者／利用者が100分の50)	(1)定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (障害基礎年金1級受給者／利用者が100分の25)	(1)定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき22単位を加算)
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)			
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)	
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)	
欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき94単位を加算)			
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下	(1日につき39単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき17単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき5単位を加算)
目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき89単位を加算)	
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき80単位を加算)	
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき75単位を加算)	
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき74単位を加算)	
	ホ 定員81人以上	(1日につき72単位を加算)	
施設外就労加算 (1日につき100単位を加算)			
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)			
食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)			
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算 (1日につき300単位を加算)			
社会生活支援特別加算 (1日につき480単位を加算)			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×52／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×38／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×21／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80／100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×7／1,000)			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×20／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×17／1,000)	

注1 前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注3 指定障害者支援施設において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×69／1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×50／1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×28／1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90／100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80／100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9／1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×19／1,000)

○就労定着支援サービス費

基本部分	
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合 (1月につき3,215単位)
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,652単位)
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき2,130単位)
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,607単位)
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,366単位)
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 (1月につき1,206単位)
	(7) 就労定着率が1割未満の場合 (1月につき1,045単位)
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合 (1月につき2,572単位)
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,122単位)
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,704単位)
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,286単位)
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,093単位)
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 (1月につき964単位)
	(7) 就労定着率が1割未満の場合 (1月につき836単位)
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割以上の場合 (1月につき2,411単位)
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき1,989単位)
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,597単位)
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,206単位)
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,025単位)
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 (1月につき904単位)
	(7) 就労定着率が1割未満の場合 (1月につき784単位)
企業連携等調整特別加算 (1月につき240単位を加算)	
初期加算 (1月につき900単位を加算)	
就労定着実績体制加算 (1月につき300単位を加算)	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (1月につき120単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1月につき150単位を加算)	

注			
就労定着支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70／100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	+240単位

○自立生活援助サービス費

基本部分		注			注
		サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	減算が適用される月から4月目まで × 70／100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95／100	+230単位
	(2) 30:1以上				
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	減算が適用される月から4月目まで × 70／100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95／100	+230単位
	(2) 30:1以上				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)				
初回加算		(1月につき500単位を加算)			
同行支援加算		(1月につき500単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)			

○共同生活援助サービス費

基本部分			注	注				注		
			大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合		
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)			(4:1)	(1) 区分6	(666単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
				(2) 区分5	(551単位)					
(3) 区分4	(470単位)									
(4) 区分3	(384単位)									
(5) 区分2	(294単位)									
(6) 区分1以下	(244単位)									
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)			(5:1)	(1) 区分6	(615単位)					
				(2) 区分5	(499単位)					
(3) 区分4	(420単位)									
(4) 区分3	(333単位)									
(5) 区分2	(244単位)									
(6) 区分1以下	(199単位)									
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)			(6:1)	(1) 区分6	(582単位)					
				(2) 区分5	(466単位)					
(3) 区分4	(386単位)									
(4) 区分3	(300単位)									
(5) 区分2	(210単位)									
(6) 区分1以下	(171単位)									
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)			(体験利用)	(1) 区分6	(696単位)					
				(2) 区分5	(581単位)					
(3) 区分4	(500単位)									
(4) 区分3	(414単位)									
(5) 区分2	(324単位)									
(6) 区分1以下	(274単位)									
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(443単位)							
		(二) 区分5	(397単位)							
		(三) 区分4	(363単位)							
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(392単位)							
		(二) 区分5	(345単位)							
		(三) 区分4	(313単位)							
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(358単位)							
		(二) 区分5	(312単位)							
		(三) 区分4	(280単位)							

[illegible]

入居定員が 8人以上 × 90/100	減算が適用される 月から2月目まで × 70/100	減算が適用される 月から4月目まで × 70/100	減算が適用される 月から2月目まで × 70/100	利用者全員につ いて、1日につき5 単位を減算	・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 95単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位 に所要時間30分から計算して所要時間15分を 増すごとに86単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要 時間1時間30分から計算して所要時間15分を増 すごとに36単位を加算した単位数
入居定員が 21人以上 × 87/100	3月以上連続して減 算の場合 × 50/100	5月以上連続して減 算の場合 × 50/100	3月以上連続して 減算の場合 × 50/100		

	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)		
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)		
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)		
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)		
地域生活移行個別支援特別加算		(1日につき670単位を加算)		
精神障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)		
強度行動障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)		
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)		
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)		
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)		
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)		
通勤者生活支援加算		(1日につき18単位を加算)		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×74／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×74／1,000)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×170／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×54／1,000)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×54／1,000)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×124／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×30／1,000)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×30／1,000)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×69／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(1)の90／100)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(2)の90／100)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(3)の90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(1)の80／100)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(2)の80／100)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(3)の80／100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×10／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可	
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×10／1,000)		
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×23／1,000)		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×18／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×18／1,000)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×20／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×15／1,000)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×15／1,000)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき + 所定単位×16／1,000)	

○計画相談支援給付費

基本部分			注 居宅介護支援 費重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援 費重複減算Ⅱ	注 介護予防支援 費重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1)サービス利用支援費(Ⅰ)	(1,462単位)	-553単位	-856単位		+15／100
	(2)サービス利用支援費(Ⅱ)	(731単位)		-125単位		
ロ 継続サービス利用支援費	(1)継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1,211単位)	-604単位	-907単位	-9単位	
	(2)継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(605単位)		-301単位		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						
			(1回につき150単位を加算)			
初回加算						
			(1月につき300単位を加算)			
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき500単位を加算)				
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算)				
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき300単位を加算)				
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき150単位を加算)				
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)				
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)				
退院・退所加算(3回を限度)						
			(1回につき200単位を加算)			
居宅介護支援事業所等連携加算						
			(1月につき100単位を加算)			
医療・保育・教育機関等連携加算						
			(1月につき100単位を加算)			
サービス担当者会議実施加算						
			(1月につき100単位を加算)			
サービス提供時モニタリング加算						
			(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算						
			(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算						
			(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算						
			(1月につき35単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)						
			(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)						
			(1回につき2,000単位を加算)			

注 初回加算と選択することとし、併給不可

注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

○障害児相談支援給付費

基本部分		注
		特別地域加算
イ 障害児支援利用援助費	(1)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	+15／100
	(2)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	
	(2)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		
(1回につき150単位を加算)		
初回加算		
(1月につき500単位を加算)		
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき500単位を加算)
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算)
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき300単位を加算)
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき150単位を加算)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)
退院・退所加算(3回を限度)		
(1回につき200単位を加算)		注 初回加算と選択することとし、併給不可
医療・保育・教育機関等連携加算		
(1月につき100単位を加算)		注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
サービス担当者会議実施加算		
(1月につき100単位を加算)		
サービス提供時モニタリング加算		
(1月につき100単位を加算)		
行動障害支援体制加算		
(1月につき35単位を加算)		
要医療児者支援体制加算		
(1月につき35単位を加算)		
精神障害者支援体制加算		
(1月につき35単位を加算)		
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		
(1回につき700単位を加算)		
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		
(1回につき2,000単位を加算)		

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分			注 特別地域加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	(1月につき3,059単位)	+15／100
	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	(1月につき2,347単位)	
初回加算			
(1月につき500単位を加算)			
集中支援加算			
(1月につき500単位を加算)			
退院・退所月加算			
(1月につき2,700単位を加算)			
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ)	(1日につき300単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ)	(1日につき700単位を加算)	

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分			注 特別地域加算
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき305単位)		+15/100
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ) (1日につき711単位)	
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ) (1日につき94単位)	

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			地方公共 団体が設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	利用者の 数が利用 定員を超え る場合	入所支援 計画が作 成されない 場合	身体拘束 廃止未実施減算	職業指導 員を配置し ている場合 （1日につき）	重度障害 児支援加 算	重度重複 障害児加 算	強度行動 障害児特 別支援加 算	幼児加算	心理担当職 員を配置して いる場合 （1日につき）	看護 職員 配置 加算 （Ⅰ）	看護 職員 配置 加算 （Ⅱ）	児童指導員 等加配加算 （1日につき）
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (897単位)					+49単位					+102単位	+141単位 +145単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 □ 児童指導員等の場合 +112単位
	(2)定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (784単位)					+148単位					+102単位	+141単位 +145単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 □ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1,617単位)					+49単位								
		(三) 当該施設が単独施設 (897単位)					+73単位								
	(3)定員11人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設 (623単位)					+49単位					+51単位	+70単位 +96単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +101単位 □ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二) 当該施設が主たる施設 (1,039単位)													
		(三) 当該施設が単独施設 (822単位)													
	(4)定員21人以上30人以下	(784単位)					+49単位					+34単位	+47単位 +58単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +61単位 □ 児童指導員等の場合 +45単位
	(5)定員31人以上40人以下	(655単位)					+39単位					+26単位	+38単位 +41単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +43単位 □ 児童指導員等の場合 +32単位
	(6)定員41人以上50人以下	(585単位)					+29単位					+20単位	+28単位 +32単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +34単位 □ 児童指導員等の場合 +25単位
	(7)定員51人以上60人以下	(562単位)					+26単位					+17単位	+25単位 +26単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +28単位 □ 児童指導員等の場合 +20単位
	(8)定員61人以上70人以下	(541単位)					+23単位					+15単位	+23単位 +22単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +23単位 □ 児童指導員等の場合 +17単位
	(9)定員71人以上80人以下	(519単位)					+20単位					+13単位	+20単位 +19単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +20単位 □ 児童指導員等の場合 +15単位
	(10)定員81人以上90人以下	(501単位)					+17単位					+11単位	+17単位 +17単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +18単位 □ 児童指導員等の場合 +13単位
	(11)定員91人以上100人以下	(480単位)					+14単位					+10単位	+14単位 +15単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +16単位 □ 児童指導員等の場合 +12単位
	(12)定員101人以上110人以下	(477単位)					+13単位					+9単位	+13単位 +14単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +14単位 □ 児童指導員等の場合 +10単位
	(13)定員111人以上120人以下	(475単位)					+12単位					+9単位	+12単位 +13単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +14単位 □ 児童指導員等の場合 +10単位
	(14)定員121人以上130人以下	(472単位)					+11単位					+8単位	+11単位 +12単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +12単位 □ 児童指導員等の場合 +9単位
	(15)定員131人以上140人以下	(469単位)					+10単位					+7単位	+10単位 +11単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +11単位 □ 児童指導員等の場合 +8単位
	(16)定員141人以上150人以下	(466単位)					+9単位					+7単位	+9単位 +10単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +11単位 □ 児童指導員等の場合 +8単位
	(17)定員151人以上160人以下	(462単位)					+9単位					+6単位	+9単位 +10単位		イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +9単位 □ 児童指導員等の場合 +7単位

43

二 ろうあ児の場合	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(603単位)	+39単位	ホ 重度障害児支援加算(Ⅴ) 1日につき+143単位 ヘ 重度障害児支援加算(Ⅵ) 1日につき+171単位 * 別に定める要件に合致する場合+11単位	1日につき+78単位	+26単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位					
		(二)当該施設が単独施設	(603単位)							イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位					
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(529単位)	+29単位			+20単位	+17単位	+15単位	+23単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位			
		(二)当該施設が単独施設	(529単位)									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位			
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(510単位)	+26単位			+13単位	+11単位	+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位			
		(二)当該施設が単独施設	(510単位)									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位			
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(492単位)	+23単位			+102単位	+102単位	+141単位	+145単位	+151単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位			
		(二)当該施設が単独施設	(492単位)									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位			
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(473単位)	+20単位			+98単位	+49単位	+73単位	+49単位	+59単位	+49単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +141単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位		
		(二)当該施設が単独施設	(473単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位		
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(456単位)	+17単位			+73単位	+49単位	+59単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	
		(二)当該施設が単独施設	(456単位)											イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(438単位)	+14単位			+59単位	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	+61単位	+45単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	
		(二)当該施設が単独施設	(438単位)											イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,054単位)	+296単位			+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設	(831単位)												イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(785単位)	+148単位			+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設	(831単位)												イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(785単位)	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位			
	(二)当該施設が主たる施設	(1,597単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(三)当該施設が単独施設	(831単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(587単位)	+98単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が主たる施設	(1,141単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
	(三)当該施設が単独施設	(757単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位			
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(547単位)	+73単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が主たる施設	(963単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
	(三)当該施設が単独施設	(757単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位			
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(484単位)	+59単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が主たる施設	(816単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
	(三)当該施設が単独施設	(732単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位			
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(461単位)	+49単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が主たる施設	(732単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
	(三)当該施設が単独施設	(732単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位			
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(645単位)	+39単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が単独施設	(645単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(600単位)	+39単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が単独施設	(600単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(526単位)	+29単位	+49単位	+148単位	+49単位	+148単位	+49単位	+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
	(二)当該施設が単独施設	(526単位)										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)		
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)
		ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)
	(1)定員40人以下 (1日につき 15単位を加算)	
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算)	
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算)	
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)	
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)	
	(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)	
	(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)	
	(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)	
	(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)	
	(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)	
	(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)	
	(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)	
	(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)	
	(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)	
	(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)	
	(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)	
	(17)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)	
栄養マネジメント加算 (1日につき12単位を加算)		
小規模グループケア加算 (1日につき 240単位を加算)		

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	乳幼児加算	心理担当職員配置加算	
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合 (351単位)						イ 重度障害児支援加算 (Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算 (Ⅱ) 1日につき+198単位 * 別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位			
	(2) 肢体不自由児の場合 (174単位)						ハ 重度障害児支援加算 (Ⅲ) 1日につき+198単位				
	(3) 重症心身障害児の場合 (913単位)										
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで (419単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重度障害児支援加算 (Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算 (Ⅱ) 1日につき+198単位 * 別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位		1日につき+26単位 * 公認心理師の場合 +10単位	
		(二)61日目以降90日まで (383単位)									
		(三)91日目以降180日目まで (351単位)									
		(四)181日目以降 (318単位)									
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで (205単位)						ハ 重度障害児支援加算 (Ⅲ) 1日につき+198単位			1日につき+70単位
		(二)61日目以降90日まで (189単位)									
		(三)91日目以降180日目まで (174単位)									
		(四)181日目以降 (159単位)									
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで (1,100単位)									
		(二)61日目以降90日まで (1,002単位)									
		(三)91日目以降180日目まで (913単位)									
		(四)181日目以降 (824単位)									
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (126単位)						ハ 重度障害児支援加算 (Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位		
	(2) 重症心身障害児の場合 (889単位)										

指定発達支援医療機関で 有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(152単位)		ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位					
		(二)61日目以降90日まで	(138単位)									
		(三)91日目以降180日まで	(126単位)									
		(四)181日目以降	(114単位)									
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,076単位)									
		(二)61日目以降90日まで	(978単位)									
		(三)91日目以降180日まで	(889単位)									
		(四)181日目以降	(800単位)									
	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)						(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)				
ロ 自活訓練加算(Ⅱ)		(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		(1日につき10単位を加算)								
		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		(1日につき7単位を加算)								
		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		(1日につき4単位を加算)								
保育職員加配加算				(1日につき 20単位を加算)								
地域移行加算				(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)								
小規模グループケア加算				(1日につき 240単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×35／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可							
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×25／1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×14／1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +ハの90／100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +ハの80／100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可								
				(1月につき +所定単位×5／1,000)								
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×30／1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×27／1,000)									

○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			地方公共 団体が設 置する場 合	有資格者 を配置し た場合	利用者の 数が利用 定員を超 える場合	配置すべ き従業者 （児童発達 支援管理 責任者を 除く）の員 数が基準 に満たな い場合（1 日につき） 又は	児童発達 支援管理 責任者の 員数が基 準に満た ない場合 （1日につ き） 又は	通所支援 計画が作 成されな い場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	身体拘束 廃止未実 施減算	人工内耳 装用児支 援加算 （1日あた り）	児童指導 員等加配 加算（Ⅰ） （1日につ き）	児童指導 員等加配 加算（Ⅱ） （1日につ き）	看護職員 加配加算 （1日につ き）	共生型 サービス 体制強化 加算	
児童発達 支援セン ターで行 う場合	イ 障害児（難聴児、重症心身 障害児を除く）の場合	(1) 定員30人以下	(1,085単位)			× 965/1,000							(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +70単位 (2) 児童指導 員等の場合 +52単位 (3) その他の 従業者の場 合 +30単位		イ +67単位 ロ +134単位 ハ +201単位		
		(2) 定員31人以上40人以下	(1,004単位)										(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +60単位 (2) 児童指導 員等の場合 +44単位 (3) その他の 従業者の場 合 +26単位		イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		
		(3) 定員41人以上50人以下	(929単位)										(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +46単位 (2) 児童指導 員等の場合 +34単位 (3) その他の 従業者の場 合 +20単位		イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位		
		(4) 定員51人以上60人以下	(858単位)										(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +38単位 (2) 児童指導 員等の場合 +28単位 (3) その他の 従業者の場 合 +17単位		イ +36単位 ロ +72単位 ハ +108単位		
		(5) 定員61人以上70人以下	(829単位)										(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +32単位 (2) 児童指導 員等の場合 +24単位 (3) その他の 従業者の場 合 +14単位		イ +31単位 ロ +62単位 ハ +93単位		
		(6) 定員71人以上80人以下	(803単位)										(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +28単位 (2) 児童指導 員等の場合 +21単位 (3) その他の 従業者の場 合 +12単位		イ +27単位 ロ +54単位 ハ +81単位		
		(7) 定員81人以上	(777単位)										(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +18単位 (3) その他の 従業者の場 合 +11単位		イ +24単位 ロ +48単位 ハ +72単位		
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下	(1,383単位)										+603単位	(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +105単位 (2) 児童指導 員等の場合 +77単位 (3) その他の 従業者の場 合 +45単位		イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位	
		(2) 定員21人以上30人以下	(1,190単位)										+531単位	(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +84単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位		イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
		(3) 定員31人以上40人以下	(1,074単位)										+488単位	(1) 専門職員 （理学療法士 等）の場合 +60単位 (2) 児童指導 員等の場合 +44単位 (3) その他の 従業者の場 合 +26単位		イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位	

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき9単位を加算)
欠席時対応加算(月4回を限度)			
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)			
特別支援加算 (1日につき54単位を加算)			
強度行動障害児支援加算 (1日につき155単位を加算)			
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)	
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	片道につき54単位を加算	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき37単位を加算)	注2 同一敷地内の場合 ×70/100 注 同一敷地内の場合 ×70/100
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)	
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)	
保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×76/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×56/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×31/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×10/1,000)			
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×25/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×22/1,000)	

○医療型児童発達支援給付費

基本部分			注 地方公共団 体が設置する医 療型児童発達 支援センターの 場合	注 利用者の数が利 用定員を超える場 合	注 通所支援計 画が作成され ない場合	注 開所時間減 算	注 身体拘束廃 止未実施減 算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (388単位)		× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	4時間未満 × 70／100 4時間以上6時間未満 × 85／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ 重症心身障害児の場合 (500単位)						
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合 (337単位)						
	ニ 重症心身障害児の場合 (449単位)						
家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)						
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)						
事業所内相談支援加算(月1回を限度)			(1回につき35単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)						
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)						
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算)						
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)						
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)						
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度			(1回につき94単位を加算)				
特別支援加算			(1日につき54単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)			(片道につき37単位を加算)		注 同一敷地内の場合 × 70／100		
保育職員加配加算			(1日につき50単位を加算)		注 一定の条件を満たす場合 +22単位		
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)					
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)					
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)					
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)					
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)					
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)					
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)						
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)						
保育・教育等移行支援加算			(1回を限度として500単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×146／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×106／1,000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×59／1,000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×20／1,000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×92／1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×82／1,000)						

○放課後等デイサービス給付費

基本部分			注											
			有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算（Ⅰ）（1日につき）	児童指導員等加配加算（Ⅱ）（1日につき）	看護職員加配加算（1日につき）	共生型サービス体制強化加算
イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	(660単位)	+9単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下	(443単位)	+6単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三)定員21人以上	(333単位)	+4単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(2)区分1の2	(一)定員10人以下	(649単位)	+9単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下	(433単位)	+6単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三)定員21人以上	(326単位)	+4単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(3)区分2の1	(一)定員10人以下	(612単位)	+9単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位		イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下	(407単位)	+6単位							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位		イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	

[illegible]

ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1,754単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位	イ 400単位 □ 800単位
	(二)定員6人	(1,466単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +258単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位	イ 333単位 □ 666単位
	(三)定員7人	(1,262単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位	イ 286単位 □ 572単位
	(四)定員8人	(1,107単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位	イ 250単位 □ 500単位
	(五)定員9人	(988単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位	イ 222単位 □ 444単位
	(六)定員10人	(892単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ 200単位 □ 400単位
	(七)定員11人以上	(685単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ 133単位 □ 266単位

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度)	(1回につき35単位を加算)
--------------------	----------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	(1回につき94単位を加算)

特別支援加算	(1日につき54単位を加算)
--------	----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき155単位を加算)
-------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
注2 同一敷地内の場合 ×70／100
注 同一敷地内の場合 ×70／100

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く)の場 合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心 身障害児 の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)
--------------	--------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×81／1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×59／1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33／1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90／100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80／100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
--

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×11／1,000)
-----------------	------------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×7／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×5／1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分		注 専門職員が支援を行う場合	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	注 通所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (991単位)		+679単位	減算が適用される月から4月目まで × 70/100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×79/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×58/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×32/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×11/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位×51/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 専門職員が支援を行う場合	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費（991単位）		+679単位	減算が適用される月から4月目まで×70/100 5月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	×93/100	+15/100
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×79/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×58/1,000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×32/1,000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×11/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位×51/1000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					